

令和元年改正会社法に完全対応！ 待望の改訂版発刊！

# 税理士のための 会社法ハンドブック

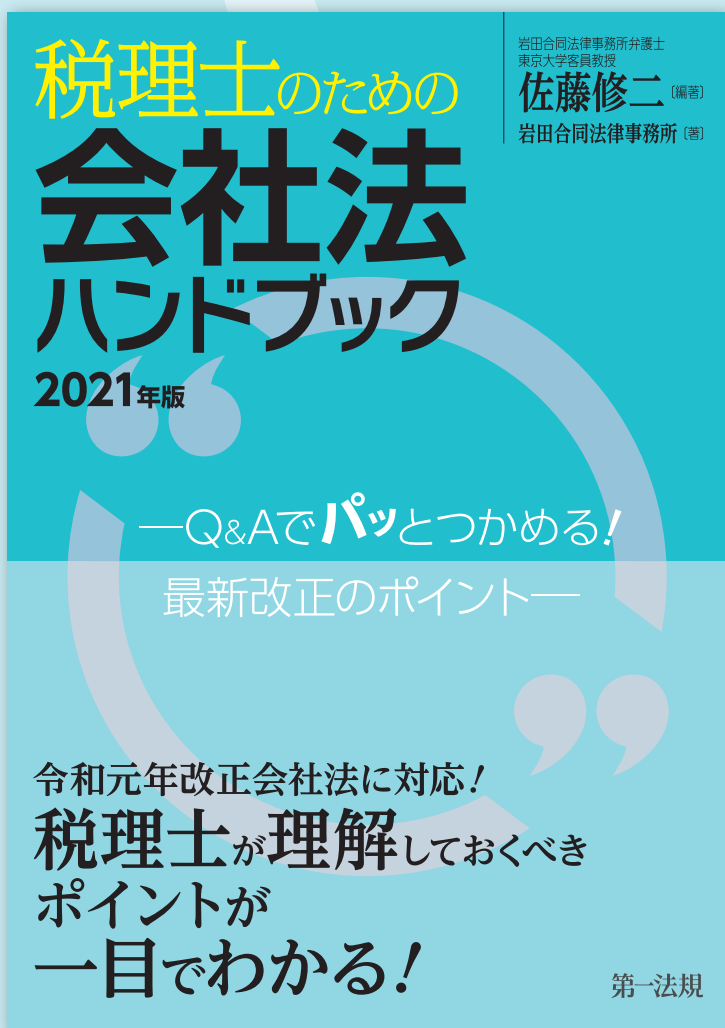
2021年版

—Q&Aで**パツ**とつかめる！ 最新改正のポイント—

岩田合同法律事務所弁護士  
東京大学客員教授

**佐藤修二**〔編著〕

岩田合同法律事務所〔著〕



## 本書の特長

- 税理士がおさえておきたい会社法の基礎知識や税理士業務における留意点を、Q&A形式で一冊にまとめた実務ハンドブック！
- 株主総会や取締役に関する規律の見直し等、令和元年改正会社法(令和3年3月施行)に則してパツとつかめる！
- 税理士業務に精通している現役の弁護士による、信頼の解説！

A5判 / 268頁 定価：2,300円 + 税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

成に係る職務を行った取締役の氏名を内容として議事録が作成される必要があります。  
なお、株主および債権者は、会社の営業時間内は、いつでも、株主総会の議事録の閲覧または謄写の請求をすることができます(会社法第318条第4項)。また、会社の親会社社員は、その権利を行使するための必要があるときは、裁判所の許可を得て、株主総会の議事録の閲覧または謄写の請求をすることができます(同条第5項)。  
上記株主総会議事録の作成等に加え、登記事項(株式会社につき、会社法第911条第3項各号)に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店所在地において、変更の登記をしなければならず(会社法第915条第1項)、取締役等の重任の場合であっても同様です。登記を懈怠した場合、100万円以下の過料に処されることがありますので、注意が必要です。

**税理士業務における留意点**

株主総会議事録は、法律で作成が義務付けられた重要なものです。役員変更などの登記が必要な事項については、登記申請の義務があることも含めて、押さえておきましょう。

**Q15 株主総会運営に当たっての留意点**

- 株主総会の運営に当たって留意すべき点を教えてください。
- 株主総会決議の取消しの訴えの対象とならないよう、株主総会に関する手続きの適法性について留意すべきといえます。

株主総会は、会社の所有者である株主によって構成され、会社の基本的事項に関する意思決定機関ですので、個々の株主の意思が議決権の行使という形で適切に株主総会決議に反映されなければなりません。そのため、株主の意思表示に影響を及ぼす手続き上の不備(瑕疵)が認められる場合には、当該手続きの下での株主総会決議は当然に無効とすべきとも考えられます。しかしながら、会社法は、おおよそ株主総会と言いつける会議体が構成されなかった場合は格別、株主総会決議が会社とその利害関係者との法律関係の基礎となることから、法的安定性を確保するために、株主総会決議の取消しがあったとしても当然に無効とするのではなく、当該瑕疵の存在を理由に決議の効力を争う手続きとして、株主総会決議の取消しの訴えの制度を定めています。し

が必要になります(同条  
役員の責任を追究するた  
取締役会議事録の閲覧ま  
項)。

なかった場合や虚偽の記  
述料に処せられます(な  
損益計算書、事業報告な  
第7号)。  
としなかった場合も同様  
第8号)。

取締役会議事録に事実と  
議事録を法定期間(10  
会社法に違反している状  
の対象となりますので、

取締役決議事項について質  
る取締役に対して、責任を  
とらなければならないです。

**Q22 代表取締役の権限**

- 代表取締役の権限について教えてください。
- 代表取締役は、会社の業務を執行し、対外的には会社を代表する権限を有します。代表取締役の権限は、会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為に及ぶ包括的なものになります。

**1 業務執行、業務執行の決定および代表**

代表取締役は、会社の業務を執行し(会社法第363条第1項第1号)、対外的には会社を代表する権限を有します。代表取締役の権限は、会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為に及ぶ包括的なもの(会社法第349条第4項)です。代表取締役が複数いる場合、各自が会社を代表します。

代表取締役の権限を定款や取締役会規則などの内規により制限することは可能ですが、このような内部的な制限について善意の第三者に対抗することはできません(同条第5項)。

代表取締役は、取締役会からの委任が禁止される一定の重要な事項(Q19参照)に係る決定を除き、取締役会から委任を受けて、業務執行の決定を行うことができます。日常的な業務執行(顧客との取引など)

クライアントからの質問・相談に、すぐに回答やアドバイスができるようサポート!

**目次**

<p><b>序章 会社法とは何か——その税理士業務との関係</b></p> <p>Q1 会社法の意義と役割</p> <p>Q2 会社法と税理士業務</p> <p>Q3 株式会社とは何か</p> <p>Q4 株式会社の機関設計の基本</p> <p>Q5 合同会社とは何か</p> <p>Q6 令和元年会社法改正の概要</p> <p><b>第1章 株式会社の設立</b></p> <p>Q7 設立手続の概要</p> <p>Q8 設立時の現物出資</p> <p>Q9 発起人および設立時取締役の責任</p> <p>Q10 設立無効事由</p> <p><b>第2章 株主総会</b></p> <p>Q11 株主総会の役割</p> <p>Q12 株主総会開催の手続き</p> <p>Q13 株主の議決権と株主総会の決議</p> <p>Q14 株主総会終了後の事務</p> <p>Q15 株主総会運営に当たっての留意点</p> <p>Q16 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>Q17 株主提案権とは何か。どのような改正がなされたか</p>	<p><b>第3章 取締役と取締役会</b></p> <p>Q18 取締役の職務(取締役会が設置されていない場合)</p> <p>Q19 取締役会の権限等</p> <p>Q20 取締役会の運営</p> <p>Q21 取締役会議事録</p> <p>Q22 代表取締役の権限</p> <p>Q23 取締役の任期</p> <p>Q24 取締役および代表取締役の選任と終任</p> <p>Q25 取締役の報酬</p> <p>Q26 取締役の義務</p> <p>Q27 取締役の責任</p> <p>Q28 社外取締役</p> <p>Q29 取締役の報酬等に関する規律の見直し</p> <p>Q30 会社補償とはどのような制度か</p> <p>Q31 D&amp;O保険</p> <p><b>第4章 監査役と監査役会</b></p> <p>Q32 監査役職務</p> <p>Q33 監査役会の職務権限</p> <p>Q34 監査役会の運営</p> <p>Q35 監査役の選任・任期・終任</p> <p>Q36 監査役報酬</p> <p>Q37 監査役責任</p>	<p><b>第5章 株式</b></p> <p>Q38 株式とは何か</p> <p>Q39 株券とは何か</p> <p>Q40 株主名簿とは何か</p> <p>Q41 株主名簿の記載内容等</p> <p>Q42 株主名簿の役割等</p> <p>Q43 募集株式の発行手続</p> <p>Q44 発行手続の瑕疵</p> <p>Q45 株式の散逸の防止</p> <p>Q46 種類株式とは何か</p> <p>Q47 新株予約権とは何か</p> <p>コラム「社債制度と令和元年会社法改正」</p> <p><b>第6章 事業承継</b></p> <p>Q48 事業承継のスキーム</p> <p>Q49 事業承継のトラブル</p> <p>Q50 少数株主への対応</p> <p>Q51 事業承継における種類株式の活用</p> <p>コラム「事業承継と従業員持株会」</p>	<p><b>第7章 組織再編・M&amp;A</b></p> <p>Q52 組織再編とは何か</p> <p>Q53 合併とは何か</p> <p>Q54 合併の手続き</p> <p>Q55 会社分割とは何か</p> <p>Q56 会社分割の手続き</p> <p>Q57 株式交換・株式移転とは何か</p> <p>Q58 株式交換・株式移転の手続き</p> <p>Q59 株式交付とは何か</p> <p>Q60 株式交付の手続き</p> <p>Q61 事業譲渡とは何か</p> <p>コラム「組織再編税制と会社法」</p> <p><b>第8章 解散・清算</b></p> <p>Q62 解散・清算の意義および概要</p> <p>Q63 清算人の職務</p> <p><b>終章 税務コンプライアンスと会社法</b></p> <p>Q64 取締役の善管注意義務と税務コンプライアンスの関係</p> <p>Q65 税務に関するコーポレートガバナンスとは何か</p> <p>Q66 内部統制システムと税務に関するコーポレートガバナンスの関係</p> <p>コラム「企業不祥事とその対応」</p>
---	---	--	---

詳細・お申し込みはコチラ  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申込書 (第一法規刊)		
書名	価格	部数
税理士のための会社法ハンドブック 2021年版 — Q&A でバツとつかめる! 最新改正のポイント —	[074096] 定価2,530円(税込)(本体2,300円)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
 \*消費税は申込日時時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。  
 \*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 商品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

〒 \_\_\_\_\_

ご住所

事務所名

フリガナ  
ご氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報に関する照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokico.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

**取扱い**

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印